

令和8年第2回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年6月11日（木）

○竹中由佳議員（登壇）

おはようございます。日本維新の会、竹中由佳です。

通告に基づき、2項目について質問いたします。

まず1項目めは、病児・病後児保育施設の拡充についてお伺いします。

共働き世帯や独り親家庭の増加、働き方の多様化に伴い、病児保育の重要性は、近年さらなる高まりを見せています。

子どもが急な発熱や感染症にかかった際、安心して預けることができる環境があるかどうかは、子育て世代にとっては切実な問題であり、病児保育事業そのものは国全体の事業ではあるものの、病児保育施設が充実しているかどうかは自治体の子育て支援力そのものが問われる重要な分野です。

しかしながら、病児保育を取り巻く環境は、本市を含め全国的にも多くの課題があります。

まず、利用需要に対して、受入枠が不足している点です。感染症流行期には予約が集中するなど、利用者数が季節により変動しやすく、利用したいのに利用できないという声が全国的に上がっています。

また、病児保育は看護師配置や感染対策などを高い専門性が求められて運営コストが高いことに加え、事業の特性として直前の利用キャンセルなどもあり、事業者側の負担が大きい現状があります。

さらに、利用手順の煩雑さも課題です。医師連絡票の取得、事前登録、施設によっては電話予約が必要など、保護者が最も混乱している子どもの急病時に多くの手続を求められる現状は利用者目線とは言い難い現状があります。

また、全国的に保育士、看護師不足が進む中、病児保育を安定的に運営するための専門人材確保は年々難しくなっています。

こうした全国的課題に加え、本市として独自の課題も抱えています。特に広い地域を持つ本市においては、病児保育施設の地域偏在により、児童数が多く利便性が高いエリアである市南部での施設拡充が求められています。

病児保育は、施設が存在することと実際に利用できることとは別問題です。たとえ制度があっても、送迎に長時間を要する、公共交通でアクセスしづらい、勤務開始時間に間に合わないなどとなれば利用のハードルが高く、実質的には利用できません。

また、本市ではこれまで病児保育の定員不足による予約の取りにくさについても議論がなされてきました。特に感染症流行期にはキャンセル待ちが発生するケースもあり、子育て世代から不安の声が上がっています。

さらに病児保育の利用に当たっては必ず保護者による施設への事前問合せが必要であり、利用方法や空き状況、対象の症状などを確認する負担の声が上がる一方で、制度自体を知らなかった、急なときに調べても間に合わなかったという声も少なくありません。

利用者数の変動が大きく、不安定な赤字運営を続ける施設が全国的にも多い中、利用者にとっても運営施設にとっても課題の多い病児保育施設について、主として、安定運営に向けた支援策や持続可能な制度設計を進めていくことが求められているのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

これまで指摘されてきたニーズが高いエリアへの新たな病児保育施設の拡充について、本市としての現状認識と改善に向けた検証状況、今後の方針についてお聞かせください。

以上で、私の1項目めの第1問を終わります。

○西本真造議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長

お答えいたします。

本市の病児・病後児保育事業の現状でございますが、市内の中部エリアで病児保育施設を2か所、南西部エリアで病児保育施設を1か所、病後児保育施設を1か所実施しております。

特に、感染症の流行期には病児保育等の利用ニーズの高まりが想定され、今後も継続した需要が見込まれることから、令和7年に改訂した第3期姫路市子ども・子育て支援事業計画ではさらなる施設拡充に取り組むこととしております。

病児保育の充実は子育てと仕事の両立を支えるセーフティネットとして重要な施策と認識しており、引き続き関係機関とも調整を行いながら、児童数が多く、かつ利便性の高いエリアへの施設拡充に向けた整備手法を検討するとともに、事業のさらなる周知を図り、病児保育等を必要とする方が必要なときに安心して利用できる体制づくりに向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

17番 竹中由佳議員。

○竹中由佳議員

ご答弁ありがとうございます。

拡充が求められる市南部については、これまでも医師会への働きかけですとか、あるいは令和7年の8月からは実施事業者の募集等々も進めていただいております、その中でも新たな応募がなかったということで、市としても長らく取り組んできていただいているということはお話をお伺いしております。

そういった中でも、残念ながら新規の事業者が見つからないという厳しい状況の中ではありますが、そういった中でも市として病児保育をより使いやすくするためにはできることがあるのではないかと思います。

続いて、お伺いします。

利用者、保護者にとっての病児保育利用の大きなハードルとなっている事前手続の煩雑さの解消についてです。

病児保育を利用する際の事前登録手続を簡素化していくことや、既に他の自治体では導入がされていますけれども、予約システムをウェブ上で一元化するなどのいわゆるDX化について、利用者目線で具体的に本市としても進めていく必要があると考えますが、この点についていかがお考えでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○西本真造議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長

利用者の利便性向上のためのDXの導入につきまして、現状は、年度ごとの施設への利用登録申請用紙の提出、施設によっては電話での予約が必要となっております。

利用者の利便性向上を目的にICTを活用し、利用登録の電子申請化や空き状況のリアルタイム確認とキャンセル待ちのスマートな連動により、利用の効率化を図るためウェブ予約受付システム導入の検討を進めてまいります。

また、新しいシステムを導入した際にはSNS等を活用し、子育て世帯に対して積極的な周知を行い、保護者が効率よく預けることができ、安心して働き続けられる環境を整えてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

17番 竹中由佳議員。

○竹中由佳議員

ありがとうございます。

ウェブシステムの導入の検討をしていただけるということで、ご答弁いただきましてありがとうございます。

本市においては、ご存じのとおりですが、医療機関併設型の病児保育施設を実施されているわたまちキッズルームのみウェブ予約を実施している状況ですけれども、ぜひ、保護者目線に立って、他の施設の空き状況も含めて一元管理できるシステムの導入を進めていただきたいと思います。

既に県内では、以前は「あずかるこちゃん」というシステムの名前でしたが、今現在は「テオテ」というシステムに変わっていますけれども、そういったシステムの導入は、既に県内では明石市で導入をされています。

このシステムですと、LINEからの予約キャンセルもできて、そして面倒な書類記入もオンライン化をされているという点で非常に使い勝手がいいものかと思っておりますので、ぜひ本市としてもこのシステムの導入の検討をよろしくお願いします。

続いてお伺いします。

県内中核市である尼崎市においては、令和7年度から県下初の共催型による訪問型病児保育サービスを開始しています。

従来、本市が実施してきた病児対応型・病後児対応型のほかに、尼崎市のように、訪問型の病児保育サービスの導入をすることや、あるいは、県内の三田市のように、自治体直営の病児保育施設を設置することなど、これまでの視点とは異なる目線で受入枠や施設の拡充を検討する必要が現在はもうあるというところまでできているかと思っておりますが、この点について、本市の考え方を聞かせください。お願いします。

○西本真造議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長

訪問型病児保育事業や自治体直営の病児保育事業についてでございますが、病児保育等を必要とされる保護者のニーズは、単に施設の数だけではなく実際に利用しやすいこと、必要なときに確実に利用できることまで含めて捉える必要があると認識しております。

新たな施設の拡充に当たっては、子どもの状態や保護者の就労状況などに応じた、より柔軟な支援の在り方が重要であると考えており、他都市における取組状況等について

引き続き調査研究してまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

17番 竹中由佳議員。

○竹中由佳議員

ありがとうございます。

ぜひ、より柔軟な方法を考えていただきまして、他都市の状況も研究しつつ、訪問型だけではなくて、直営についても、全国的に直営施設っていうのはほとんどないかとは思いますが、そういったところも含めて、新たな方法をご検討いただきたいと思います。

ある研究によればですね、これは東京女子医科大学医学部の研究を調べたんですけれども、例えば、ゼロ歳児であれば年間19日病欠がある。そして、1歳児であれば年間約12日間の病欠というのが発生するそうです。

病児保育は、繰り返しになりますけれども、近くに頼れる親がいなかったり、独り親でパートナーがいないなどといった場合に頼みの綱であると同時に、育児による親の孤立を防ぎ、ひいては親のストレスや負担の軽減を図ることで虐待の防止にもつながる非常に重要な社会のセーフティネット、答弁の中でもいただきましたが、セーフティネットであると思います。

ぜひ、利用者、運営施設双方にとって利用しやすい体制を整えつつ、さらなる病児保育施設の開設、拡充に向けて取り組んでいただきたいと思います。2項目めの質問に移りたいと思います。

2項目めは、街路樹の適正管理についてお伺いします。

近年、全国各地で街路樹の強剪定、いわゆるぶつ切り剪定が問題視されています。

本来、街路樹は都市景観の形成、夏場の暑さ対策、歩行者空間の快適性の向上、さらには二酸化炭素吸収など多面的な役割を担う重要な都市インフラです。

しかし一方で、維持管理費の不足や管理人材の減少、落葉や倒木リスクへの度重なる苦情対応を背景として、樹木本来の生育を無視した過度な強剪定が各地で行われています。その結果、景観の悪化だけではなく樹木の寿命短縮、腐朽の進行、倒木リスクの増大、さらには結果として維持管理コストの増加を招いてしまうという本末転倒とも言える状況が発生しています。

本市においても、市内幹線道路や一般道路において必要以上に枝を切り落とした街路樹を見かけることがあり、歩

道の植栽や街路樹の枝を剪定してほしいという要望を受ける一方で、紅葉の季節に丸裸になった、樹形の崩れたイチョウの木について、景観悪化を心配する市民から問合せを受けた経験もあります。

もちろん、交通安全や電線への接触防止、歩行者空間の確保は国土交通省の道路緑化技術基準に従って最優先されるべきですが、短期間で再び枝葉が繁茂し、そのたびに対症療法的に強剪定を繰り返す管理手法では、長期的に見て維持管理費の削減につながっていると言えるのでしょうか。街路樹は単なる障害物ではなく、都市景観を形成する公共資産です。

しかし現状では、苦情が来たから切る、見直し確保のために切るという対症療法的な管理に偏り、本来、市としてどのような街並みを形成したいのかという都市デザインの視点を付加する必要もあると考えます。

特に、姫路市は世界文化遺産である姫路城を有する観光都市であります。歴史景観と調和した道路空間の形成は極めて重要であり、街路樹もまた都市ブランドを構成する要素です。エリアの特性に応じた景観形成の理念の下で都市の魅力向上に努めなければなりません。

また、ライフサイクルを見据えた管理によってコストの縮減を図ることも求められます。

強剪定は一時的に管理が楽になったように見えます。しかし実際には、切断面から腐朽菌が侵入し、樹木の内部空洞化が進み、樹木の健全性を損なうことが指摘されています。その結果、台風や強風時の倒木リスクが高まり、かえって危険性が増すケースもあります。

つまり、短期的なコスト削減を優先した管理が長期的には更新費用や伐採費用の増加につながる可能性があるということです。今後、人口減少と財政的な制約が進む中、更新、維持、撤去までを含めた長期的総合的な視点が必要だと思います。

そして、最後に忘れてはならないのは、市民理解と合意形成の構築です。街路樹には落葉、害虫、日照障害など沿道住民への負担も少なからずあります。

その一方で、街路樹を残してほしいという景観面からの要望も存在します。

だからこそ、苦情や要望対応型の強剪定を繰り返すのではなく、どこにどの木種をどの程度残していくのかという方針を市民と共有する必要もあると考えます。

そこでお伺いいたします。

姫路市として、現在の街路樹管理についてどのように課題認識をされているのかお聞かせください。お願いいたします。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本来街路樹は適度な枝葉が繁茂することで良好な景観を形成するとともに、日陰をつくり道路利用者の快適性を高めるほか、都市の環境保全や観光都市としての魅力向上にも寄与する重要な役割を担うものと考えております。

また、強剪定は道路利用者の安全性の確保及び街路樹の維持管理コスト削減のため実施しておりますが、管理している街路樹が多く、景観形成、安全性、維持管理コストのバランスに課題があると認識しております。

以上でございます。

○西本真造議長

17番 竹中由佳議員。

○竹中由佳議員

ありがとうございます。

本市としても、強剪定について、そして管理コストの構造ですとか、そういったところとのバランスがなかなか取りづらいということで課題認識をされているということを理解いたしました。

本市の街路樹の剪定や伐採にかかる予算というのは2億数百万円ということで、その程度の金額が毎年続いている状況かと思えます。維持管理コストを削減するには、まずその剪定の頻度というのを減らしていく必要があるということで、その結果、強剪定をせざるを得ない状況にあるということは十分に理解をこちらもしております。

ただ、樹木の生育不良や樹形の乱れ、あるいは先ほどご答弁の中でもいただきましたが、道路景観の悪化やそして中長期的に見ると維持管理費、自家維持管理の手間が増えてしまうというところは否めません。

将来的に維持管理費を縮減しつつ、適正な街路樹管理を続けるには、本市としても、これまでとは異なる、より街路樹についてのデータ管理といった、より詳細な街路樹の管理方法が必要だというふうに考えています。

続いてお伺いします。

例えば、東京都江戸川区の例なんですけれども、江戸川

区では、路線別目標樹形カード、木の形をどういうふうに樹形をしていくかという目標のカードを作成して、それを地理情報システム上で街路樹をデータ管理、そして随時更新をしていくという方法を取っているということをお聞きしました。

これによって、選定業者へ発注する際の選定指示がより明確になること、部署の異動などがあっても、街路樹のデータが明確に引き継がれる管理体制がつけられているということで、こういった体制を江戸川区では取っておられるということをお聞きしております。

本市としても、この他都市のように、街路時のデータの管理方法についてより効率的な適正管理をしていくために改善をすることも必要かと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

お答えいたします。

路線ごとの樹種及び本数については把握しておりますけれども、現時点ではデータ化は行われておりません。

今後は、議員が先ほどご説明していただいた他都市の事例を参考にしながら、デジタル化について検討してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

17番 竹中由佳議員。

○竹中由佳議員

ありがとうございます。

ぜひ、1本1本データを管理している自治体もありますが、現状の予算ですとそういったデータ管理をしていくこと自体、ちょっと予算が足りなくてなかなか難しいことではあると思いますが、将来的な引継ぎとか、中長期的に剪定の予算を減らしていく、縮減をしていくために、ぜひデータの管理についてもご検討いただきたいというふうに思います。

続いて、もう1点お伺いしたいんですけども、これ同じく、江戸川区の例ばかりで恐縮なんですけど、江戸川区においては、入札額だけで剪定の受託者が決まる一般競争入札では、剪定技術のよしあしが評価されずにですね、質より効率重視の強剪定や十分な検討を経ない伐採が行われ

る可能性があるということで、事業者側が管理計画を提案し、その評価で受注者を決定するプロポーザル方式というのが取られているというふうにお聞きしています。

さらには、業者の管理技術の向上を目的として、自治体と事業者が一緒になって毎年剪定講習会を実施して、自治体と事業者が選定作業について共通認識を持って、その剪定を進めていくということもお聞きしております。

そういった現在行われる一般競争入札以外ですね、発注方法の変更などを含めた検討というのは可能でしょうか。ご答弁お願いいたします。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

今、現在ですけども、姫路市におきましては、入札ごとに発注して業者もその都度その都度というところで、そういう実情がございます。

さっき議員に、指摘いただいたとおり、こういう他都市のやっばりいいところも参考にしながら、今後、調査研究して検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○西本真造議長

17番 竹中由佳議員。

○竹中由佳議員

ありがとうございます。

ぜひ、発注方法等についても限られた予算の中で非常に厳しいのは重々理解をしておりますけれども、ご検討いただきたいというふうに思います。

街路樹は予算、人員の削減、それから樹木の管理コストってのは、非常に、毎年毎年上がっているかと思ひますし、樹形が大きくなればその分管理コストも自動的に上がるというのが一般的かと思ひます。

この状況で、なかなかその予算が増やすことができない状況であれば、やはり街路樹の本数自体を減らしていくという非常に残念なことではあります。そういった状況というのは避けられないかと思ひます。

これからはこの安全面、道路の安全面に配慮しつつ、残すべき街路樹については質の高い管理をしていかなければならないというふうに考えます。

繰り返しになりますが、ぶつ切り剪定や強剪定というのは選定頻度を下げることによる一時的なコストの削減にはなりますが、それによる樹木の生育不良や危険木になる

リスクというのが高まり、ライフサイクルコストは高くなる可能性も大いにあると思ひます。

ぜひ、街路樹配置の適正化や選定方法の再検討を行っていただきまして、街路樹管理についてですね、選択と集中、そして質から量へという観点を持って進めていただきたいというふうに要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○西本真造議長

以上で、竹中由佳議員の質疑・質問を終了します。